

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.5

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所／モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務
弁護士事務所（外国法共同事業） 弁護士 堀部 忠男

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 2026年8月31日

【提出日】 2026年9月2日

【提出者及び共同保有者の
総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社
証券コード	3916
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外リミテッド・ライアビリティ・コーポレーション）
氏名又は名称	ジー・ダブル・アンド・ケー・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (GW&K INVESTMENT MANAGEMENT, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国マサチューセッツ州02116、ボストン、バークレイ・ストリート 222、15階 (222 Berkeley Street, 15th Floor, Boston, Massachusetts 02116, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2002年3月12日
代表者氏名	デビット・ジェイ・ラウズ
代表者役職	パートナー、チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資運用業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所／モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業） 弁護士 堀部 忠男
電話番号	03-4578-2500

(2)【保有目的】

顧客のための資産運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）			1,219,850	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X 1,219,850	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB 1,219,850			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年8月31日現在）	AD 31,003,640
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）	3.93

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	5.60
----------------------------	------

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
